

大船渡市中小企業経営緊急支援金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による岩手緊急事態宣言発出により大きな影響を受けた岩手県の地域企業経営支援金（令和3年度予算事業）の支給を受けている市内の中小企業者を対象に支援金を支給します。

■対象

次の要件を満たす中小企業者

- ・岩手県の地域企業経営支援金（令和3年度予算事業）の支給決定を受けていること
- ・市内に店舗を有し、飲食業、小売業、宿泊業、卸売業、サービス業などのいずれかの事業を行っていること。
- ・売上減少要件が岩手緊急事態宣言期間（令和3年8月・9月）のいずれかの月を含む令和3年6月から10月までの期間（以下「対象期間」）において、次のいずれかに該当すること。
 - ①対象期間のいずれか1月の売上げが令和元年同月と比較して50%以上減少し、かつ当該月を含む対象期間内の連続する3か月の売上げの合計が減少していること。
 - ②対象期間のうち連続する3か月の売上げの合計が令和元年同期と比較して30%以上減少していること。※事業者の状況に応じて、令和2年度との比較も可とします。

■支給額

売上減少額から県支援金上限額（40万円×店舗数）を減じた額

※1店舗当たり上限額：10万円

※1事業所当たり最大5店舗を上限とします。

※卸売業及び宿泊業については、従業員数に応じて上限額を設定することができます。

■申請期限

令和4年1月31日まで

■提出書類

- ・大船渡市中小企業経営緊急支援金支給申請書兼請求書（様式第1号）
- ・申請額計算表
- ・誓約書

■申請方法

大船渡商工会議所、又は市のホームページから申請様式（様式第1号）をダウンロードし、関係書類を添えて、大船渡商工会議所に提出してください。

※申請は1事業者当たり1回限りとします。

※詳しくは、大船渡商工会議所、又は市ホームページをご覧ください。

大船渡商工会議所ホームページ ⇒



大船渡市ホームページ ⇒



お問い合わせ先

〒022-0003 岩手県大船渡市盛町字中道下2番地25

大船渡商工会議所

TEL：0192-26-2141